

無所属 西東京市議会議員

森てるおの

なんでもりポート 第43号



2008年3月発行（隔月発行） 定期購読料：年間1,000円（送料含む）
編集：森てるお事務所 発行：森てるおと市民の目 西東京市中町2-8-13-102
電話：042-439-7023 FAX：042-439-7024

生活者ネットってなにもの？パートII

生活者ネットは、「組合員の生活の文化的経済的改善向上を図ることのみを目的とすること。（「消費生活協同組合法」第2条第1項2号）」に規制されない活動を行なうために生活クラブ生協が外部に作った政治団体（政党）です。

所属議員は「代理人」と称し、議員報酬のうち60%くらいを代理人の取り分（税等を含む。純粋な手取り額として年間280万円）とし、残りを自身の政治資金管理団体を通じて、活動費として10~15%を使うほか、25~30%は上部団体に政治献金として上納しています。

今回の報酬引き上げに対して「市民の活動に使う」といっているようですが、自分の活動に使うか、生活者ネットが行なう「政党活動に使う」ことになるのでしょうか。市民の活動には使えません。そんなところに使ったら、それこそ公職選挙法に違反することになります。

今回の報酬引き上げ額から増える分の税等を除けば、実質的に年間70~80万円の金額が上納金に上乗せされます。「自分たちの取り分280万円は変わらない」といっているようですが、引き上げられた報酬は議員に支給されるのです。そのお金が議員個人の手元に残るか、上納金に化けるかは市民のあずかり知らないことです。

生活者ネットの人たちは、知ってか知らずか、自分たちが行なう政党活動を市民の活動と称しています。代理人がこのことを認識しているかどうかは分かりませんが、生活者ネットを作った「上級幹部」の人たちはわかっているはずですが、わかっているながら市民が誤解するのに任せています。誤解していてくれたほうが何かと都合がいいのでしょうか。（「市民の活動」といっても「自分たち政党の意思にかなう限り」ということです。環境リスクが大きいのに、大型道路については運動もしていません。政党としての意志が働いているからです。）

同じ法律の中に「（生協を）特定の政党のために利用してはならない（第2条第2項）」という条文があります。生協の配送ルートを通じて生活者ネットの代理人報告が配られているのは問題だと、以前に指摘しました。この条文との関連で指摘したものです。

生活者ネットは政治団体（政党）なのです。生協は「組合員が任意に加入し、又は脱退することができる（第2条第1項3号）」組織ですから、当然、政治的にはさまざまな考えの人たちがいます。その人たちの費用も含めて生協が成り立っていることを考えれば、生協を「特定の政党のために利用してはならない」のは当然のことです。組合員の方々や生活者ネットの構成員はそのことをご存知なのではないでしょうか。

市民活動をする市民運動団体のような装いで政党活動を行い、政党活動に生協と生協組合員を動員しているわけで、私にはフェアな組織とは思えません。（ちなみに、私は生協組合員一厳密には連れ合いが組合員一です。）

私からすれば中途半端に見えますが、環境、平和、福祉、教育など、私の問題意識と共通する部分も多分にあります。市民運動団体のような装いをしないで、政党として、堂々と活動したほうがいいんじゃないでしょうか。

ほかに某政党系といわれている生協にも加入していますが、こちらの政党との関係は生活クラブ生協ほど直接的ではなく、法的問題も感じません。

「受取り供託から受取り拒否へ」すこし詳しい説明

議員報酬の一部辞退を伝えたところ、議会事務局から、「供託に人手がかかる」「正確な供託金額に責任が持てない」などと訴えられたため、法務局と協議した上で受け取り後の供託でスタートしました。しかし4月23日になって、5月以降の継続には文言の一部訂正が必要との連絡があり、指示通りの文章に直して府中支局に出向きました。その後、本庁と協議するためとしてしばらく待たされたあげく、供託は受けられないと通告されました。指示通りにやってきたのに、なんと理不尽な！

その結果5月以降は振り出しに戻って、方法を受取り拒否に戻すことにしました。4月分については受理されていますので、法務局が何も言ってこない限りそのままにします。

3月中から問い合わせや協議を重ね4月10日に「値上げ分が含まれているので返す」「返還を拒否する」との市を相手のやり取りのあと、供託をして受理されました。5月以降の手続きもこのときに確認しました。この経過等を含めて拡声器37号に掲載し、21日に印刷に回しました。

刷り上ってきたのが23日の夜でしたので、供託不可の通告があった直後です。完全に記事に齟齬をきたすことになり、作成に20万円以上かかった「拡声器37号」は刷り直さざるを得なくなりました。法務局に損害賠償の請求でもしようかしら。

法務局が急にバタバタし始めた裏に、何がしかの影を感じないわけではありません。これを皮切りに、いろいろと仕掛けてくるのだろうと推測しています。動きがいくつか出てくれば、真相にたどり着く手がかりも出てこようというものです。

それにしても、すねに傷を持っているから過剰に反応するのもかもしれませんが、森てるおが報酬をもらおうが拒否しようが「人様のこと」、ほっといてもらいたいものです。



道路訴訟進行中！一証人尋問が始まっていますー

都道 3・2・6 号調布保谷線の工事差し止め訴訟が佳境に入ってきました。3月から証人尋問が始まりました。9月まで行なわれます。

(5月以降の予定は下記とおりです)大勢の方の傍聴をお願いします。

法廷はすべて、東京地方裁判所 611 号法廷です。

5月26日(月)午後1時半～4時半・・専門家1名、原告3名

6月30日(月)午後1時半～4時半・・専門家1名、原告3名

7月28日(月)午後1時半～4時半・・専門家1名と森てるお

9月 8日(月)午後1時半～3時半・・原告2～3名

○森てるおの活動記録(2008年1月～2月)

※ 主なものを掲載しています。

- | | | | | | |
|----|-----|-------------------------|----|-----|----------------|
| 1月 | 3日 | 拡声器配布依頼・配達(～5日) | 2月 | 2日 | スタッフ会議 |
| | 6日 | 報酬値上げ撤回！市民緊急集会 | | 3日 | 小金井ごみ集会駅頭宣伝 |
| | 7日 | 「調布保谷線」パネル展示(～12日) | | 4日 | 議会運営委員会視察(～5日) |
| | 10日 | 駅頭活動開始(～25日) | | 7日 | 代表者会議・議員研修 |
| | 12日 | 北野大環境講演会・パネル撤回 | | 9日 | 小金井ごみ集会 |
| | 13日 | 新春交流会 | | 10日 | 市民自治井戸端会議 |
| | 14日 | 成人式 | | 14日 | 都市計画審議会 |
| | 15日 | テレビ朝日番組収録 | | 17日 | 市民のひろば(&23日) |
| | 16日 | 道路訴訟対策会議 | | 18日 | 全員協議会 |
| | 19日 | 報酬値上げ反対！市民集会(準備会) | | 17日 | 議会報編集委員会 |
| | 20日 | 市民自治井戸端会議・小金井ごみ駅頭宣伝 | | 20日 | 駅周辺再開発等特別委員会 |
| | 26日 | 「市政これでもいいの会」発足集会・ストップの会 | | 28日 | 上通り交通量調査 |
| | 28日 | 議会報編集委員会 | | 29日 | 市議会開会 |